

議会議案第2号

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部改正について

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和4年3月18日提出

提出者

奈良市議会議員 佐野和則

賛成者

奈良市議会議員 中西吉日出

同 岡田浩徳

同 岡本誠至

同 下村千恵

同 大西淳文

同 柳田昌孝

同 山岡稔季

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例（平成20年奈良市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の前の見出しを削り、同項を附則第4項とし、同項の前に見出しとして「（議員報酬及び期末手当の額の特例措置）」を付し、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（議員報酬の額の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 3 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額、第2条に規定する額とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症による市民生活への影響が沈静化していないことから、令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、議会の議員の報酬月額を10%削減しようとするものである。

奈良市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 略 <u>(議員報酬の額の特例)</u></p> <p>2 略</p> <p>(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p><u>3・4</u> 略 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>5</u> 略</p>	<p>附 則 (施行期日等)</p> <p>1 略 <u>(議員報酬の額の特例)</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3</u> <u>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間、議員報酬の額は、第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額から、その額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第5条第2項の規定を適用する場合における議員報酬の月額は、第2条に規定する額とする。</u></p> <p>(議員報酬及び期末手当の額の特例措置)</p> <p><u>4・5</u> 略 (平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</p> <p><u>6</u> 略</p>